

高校生通学費助成 について

高浜町では、子どもの教育に係る経済的負担を軽減するため、高校生の通学費の一部を助成しています。令和8年度からは更なる負担軽減のため、助成率を拡充しました。

対象 (※1)	高浜町在住の高等学校等に通う生徒の保護者		
申請方法	申請書(押印必須)に必要な書類を添付し、教育委員会事務局へご提出ください。 ※申請書は、町内各駅・教育委員会事務局(役場2階)にあります。町ホームページからもダウンロード可。		
通学方法 (※2)	公共交通機関	スクールバス	バイク
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 定期券の有効期限内に申請こと (期限を過ぎると助成対象外となります)・ JR定期券は、町内の駅で購入のこと	<ul style="list-style-type: none">・ 年度終了までに申請のこと・ 1回の申請で、最大6箇月までとりまとめ可能	<ul style="list-style-type: none">・ 年度終了までに申請のこと・ 1回の助成額は、最大6箇月まで
添付書類 (※3)	<ol style="list-style-type: none">① 当該年度の在学証明書(年度初回申請時のみ)② 定期券の写し③ 金融機関の通帳の写し(見開きのページ)	<ol style="list-style-type: none">① 当該年度の在学証明書(年度初回申請時のみ)② 利用負担金の領収書③ 金融機関の通帳の写し(見開きのページ)	<ol style="list-style-type: none">① 当該年度の在学証明書(年度初回申請時のみ)② バイク通学許可証明書③ 金融機関の通帳の写し(見開きのページ)
助成額	定期購入額の10/10 (月額上限2万円)	利用負担金の10/10 (月額上限2万円)	月額4,000円

※1 高等学校等に通う生徒とは、高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程に通う生徒のことです。ただし、高等専門学校及び全日制高等学校については、1学年～3学年までが対象です。

※2 通学に公共交通機関とバイクまたはスクールバスとバイクを併用している場合は、それぞれ公共交通機関とスクールバスを助成対象とします。

※3 2回目の申請からは、前回と違う口座を希望される方のみ、通帳の写しを添付してください。

●定期券を紛失し再購入した場合、すでに助成した定期券の期限については助成対象になりません。

【助成率拡充に伴う特記事項】

令和8年4月1日以前から有効な定期乗車券の取り扱いについては次のとおりです。

- ・ 令和8年3月31日まで … 8割助成
- ・ 令和8年4月1日から … 10割助成 で日割り計算します。

※年度をまたぐ定期乗車券について、すでに申請書を提出し8割助成で助成金の支給を受けている方につきましては、4月以降に差額を追加支給させていただきます。